

居宅療養管理指導重要事項説明書

1. 指定事業所名 指定居宅療養管理指導事業所・指定介護予防居宅療養管理指導事業所
歯科医院なかや

2. 指定事業所番号 2030537217

3. 事業所所在地 長野県飯田市松尾常盤台280番地1

4. 電話番号 0265-48-5328

5. 運 営 方 針

(1) 要支援・要介護状態等にある利用者が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士等が訪問して、病状、心身の状況、置かれている環境等を把握し、居宅介護支援事業者等(ケアマネジャー)に居宅サービス計画等の作成に必要な情報を提供とともに、利用者または家族の方に療養上の管理・指導・助言等を行います。

6. 指定居宅療養管理指導・指定介護予防指定居宅療養管理指導の内容

- (1) 要支援者・要介護者または家族からの介護全般に関する相談等。
- (2) 居宅介護支援事業者(ケアマネジャー)等への、居宅サービス計画の作成等に必要な情報の提供。
- (3) 要支援者・要介護者または家族への、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言。
- (4) その他、療養生活向上のための指導・助言等。

7. 従 事 者 歯科医師 遠山 清美
石川 瞳
歯科衛生士 北村 亜季子
松村 美紀
宮川 史織
牛島 美穂

8. 営業日及び営業時間

- (1) 月曜日から金曜日 9:30～13:00 13:30～17:30
土曜日 9:30～12:00

※毎週木曜日定休、日曜日・祝日及び冬期12月29日～1月3日、夏期8月11日～8月15日を除く

9. 利 用 料

- (1) 歯科医師が居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行った場合、薬料や注射料、処置料、診察料、歯科訪問診療料といった医療保険にかかる費用とは別に、1か月に2回を上限とし以下の利用料を徴収させていただきます。
 - ・単一建物居住者1人に対して行う場合(1回につき):517単位
利用者負担1割:517円/利用者負担2割:1034円/利用者負担3割:1551円
 - ・単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合(1回につき):487単位
利用者負担1割:487円/利用者負担2割:974円/利用者負担3割:1461円

- ・単一建物居住者10人以上に対して行う場合(1回につき):441単位
利用者負担1割:441円/利用者負担2割:882円/利用者負担3割:1323円

なお、生活保護等公費受給者証をお持ちの方は公費制度により負担金が補助されることがあります。

- (2) 歯科衛生士が実地指導を行った場合は「歯科衛生士等が行う居宅療養管理指導費」として、1か月に4回を限度として以下の利用料を徴収させていただきます。

- ・単一建物居住者1人に対して行う場合(1回につき):362単位
利用者負担1割:362円/利用者負担2割:724円/利用者負担3割:1086円
- ・単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合(1回につき):326単位
利用者負担1割:326円/利用者負担2割:652円/利用者負担3割:978円
- ・単一建物居住者10人以上に対して行う場合(1回につき):295単位
利用者負担1割:295円/利用者負担2割:590円/利用者負担3割:885円

なお、生活保護等公費受給者証をお持ちの方は公費制度により負担金が補助される場合もあります。

- (3) 歯科医師及び歯科衛生士が行った居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導に以下の加算をし利用料を徴収させていただきます。

- ・特別地域加算:所定単位数の15/100を加算
(離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、山間振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法等に定める地域)
- ・中産間地域等における
(特別地域加算対象地域以外の地域で、豪雪地帯対策特別措置法、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置法等に関する法律、半島振興法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤準備の促進に冠する法律、過疎地域自立促進特別措置法に定める地域)
- ・中産間地域等に居住する者へのサービス提供加算:所定単位数の5/100を加算
(特別地域加算、中産間地域における小規模事業所加算の対象地域)

10. 苦情処理

- (1) 介護サービス等全般にかかるご質問やご要望、苦情等ございましたら、受付までお申し出下さい。苦情対応責任者は院長です。
また、苦情内容によっては以下の連絡先をご紹介する等対応させていただきます。
- ・飯田市(地域包括支援センター) TEL 0265-56-1595
 - ・長野県国保連合会(苦情相談窓口) TEL 026-238-1580

11. 守秘義務

- (1) 歯科医師及び歯科衛生士には利用者の守秘義務があり、個人情報は外部に漏らしません。ただし、居宅療養管理指導は利用者が介護保険サービスを安心して受けたために、サービス担当者会議等において、ケアマネジャーや他のサービス事業者の担当者に必要な情報を提供します。
介護保険の居宅サービスを受けておられない場合は、この限りではありません。

12. その他運営に関する重要事項

- (1) 健康保険法、介護保険法等を遵守し、業務を行います。
(2) 諸般の事情により指導に困難が生じた場合は、連携医療機関を紹介する等、必要な対応を行います。